

答申第 650 号

平成 29 年 9 月 6 日

神奈川県議会議長 佐藤 光 様

神奈川県情報公開審査会  
会長 金子 正史

行政文書公開請求拒否処分に関する審査請求について（答申）

平成 29 年 5 月 9 日付けで諮問された特定事件に関する文書一部非公開の件（その  
4）（諮問第 729 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関が、公開請求の対象となる文書として、平成28年7月26日から同年9月15日までの間に県議会議員に送付した県記者発表資料等の周知を行った電子メール全30件を特定し、その一部を非公開としたことは妥当である。

## 2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成28年9月20日付けで、神奈川県議会議長（以下「議長」という。）に対して、特定事件に関する文書一切について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 本件請求に対し、議長は、平成28年10月5日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年11月18日付けで、同年7月26日から同年9月15日までの間に県議会議員に送付した県記者発表資料等の周知を行った電子メール全30件（以下「本件行政文書」という。）を対象文書として特定の上、電子メールに記載された特定県議会議員の電子メールアドレス並びに実施機関の職員用電子メールアドレス及び業務用電子メールアドレス（以下、総称して「本件非公開情報」という。）については、一般に公にしていない電子メールアドレスであって、公開することにより県の事務事業に支障を生ずるおそれがあるとして条例第5条第4号を理由に非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 審査請求人は、平成29年2月20日付けで、議長に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

## 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

特定県議会議員の電子メールアドレスは、明らかに条例第5条第1号ただし書ウに該当する。

(2) 条例第5条第4号該当性について

ア 県議会議員及び県職員は、主権者からの問合せには真摯に応じるべきであって、事件の重大性にかんがみても、問合せ等に真摯に対応することは当然の責務であって、事務事業の適正な遂行に対する支障というべきものではない。

イ 迷惑メールは、迷惑メールフォルダやウィルス対策ソフトやセキュリティソフトの利用等により十分な対策が講じられているところであり、実施機関の説明は、国民主権、公務員奉仕制を採用する現憲法下では認められない。

(3) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。

イ 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。

(4) 理由付記の不備について

本件処分の際に摘示された非公開理由の摘示は不十分である。

(5) その他

ア 行政文書を管理する室課所の特定について

審査請求人は、本件請求にあたり行政文書を管理する室課所の特定を強いられており、かかる対応は条例第1条等に反する。

イ 公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。

ウ 行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。

4 実施機関（議会局総務課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書に基づき整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

特定県議会議員の電子メールアドレスは、特定県議会議員の氏名とともに記載されたものであり、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであるため、条例第5条第1号本文に該当する。

また、当該電子メールアドレスについては、当該議員本人のホームページにおいて公開されているものとは別のものであり、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報でもないことから、同号ただし書イには該当せず、その内容にかんがみれば、同号ただし書ア、ウ及びエのいずれにも該当しないことは明らかである。

(2) 条例第5条第4号該当性について

本件非公開情報は、一般に公にしていけないものであって、これらを公開することにより、悪意のある第三者からのウィルス付きメールを送りつけられること等により、県の庁内ネットワークシステムに深刻な被害がもたらされる危険性を高め、実際に被害が生じた場合には、職務上甚大な支障が生じるばかりか、影響が外部に及べば、行政機関としての信頼が著しく失墜するおそれがある。

また、業者によるダイレクトメールやウィルスメールなどの到達のおそれが増大するなど、当該職員の業務及び所属業務の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれもある。

よって、本件非公開情報は、条例第5条第4号に該当する。

(3) 条例第7条該当性について

本件非公開情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難である。

よって、かかる情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり同条を適用し裁量的公開を行うべきものではない。

(4) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおりその特定に遺漏はない。

イ 実施機関は、議員の身分、儀式及び接遇、議長・副議長の秘書、議員の表彰、議員の福利厚生、広報広聴、議会の情報公開、議員の資産公開、

職員の人事、議会の使用する室の管理、公印の管理並びに文書の收受、発送、編集及び保管を所管している。

ウ 実施機関が本件行政文書を管理していたのは、広報広聴事務の一環として、保健福祉局が作成した記者発表資料を県議会議員に周知するため、これを電子メールにより送付したからである。

エ 実施機関の所掌事務は前記イのとおりであり、他に特定事件に直接的に関係する業務は何ら所掌していないことから、本件行政文書以外に本件請求の対象となる行政文書は管理していない。

なお、解釈上、条例第3条第1項にいう行政文書に該当しないとした文書も存在しない。

#### (5) その他

ア 行政文書を管理する室課所の特定について

行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。

また、かかる審査請求人の主張により、本件処分 of 適法性や正当性が左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。

イ 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について

審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきであること、また、条例第15条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第1条等に反する旨主張するが、かかる主張は、本件処分 of 適法性を左右するものではない。

したがって、この点が審査請求の理由となることはない。

### 5 審査会の判断理由

#### (1) 本件行政文書について

当審査会が確認したところ、本件行政文書は、実施機関が説明するとおり、平成29年7月26日から同年9月15日までの間に、電子メールにより県議会議員に送付した県記者発表資料等であることが認められる。

#### (2) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができる」と規定している。

そこで、特定県議会議員の電子メールアドレスの同号本文該当性について、以下、検討する。

当審査会が確認したところ、特定県議会議員の電子メールアドレスは、当該議員の氏名とともに記載されたものであるため、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できる情報であることは明らかである。

よって、特定県議会議員の電子メールアドレスは、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

もっとも、条例第5条第1号ただし書は、同号本文に該当する情報であつても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開すると規定している。

そこで、特定県議会議員の電子メールアドレスの同号ただし書該当性について、以下、検討する。

(ア) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

条例第5条第1号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、同号本文に該当するものであつても、公開すべき旨を規定している。

当審査会が確認したところ、特定県議会議員の電子メールアドレスは、実施機関が説明するとおり、当該議員のホームページにおいて掲載されているものとは別のものであるため、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。

よって、同号ただし書イには該当しないと判断する。

(イ) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

条例第5条第1号ただし書ウは、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」

については、同号本文に該当するものであっても、公開すべき旨を規定している。

この点について、審査請求人は、特定県議会議員の電子メールアドレスが同号ただし書ウに該当する旨主張するが、同号ただし書ウに該当するというためには、公務員等の職務遂行に関する情報であって、当該公務員等の職又は職務遂行の内容に係る情報であることが必要であるところ、電子メールアドレスは、公務員の職に関する情報でないことは明らかであり、また、職務遂行の内容に関するものでもないことは明らかである。

よって、この点に関する審査請求人の主張は採用することができず、特定県議会議員の電子メールアドレスは、同号ただし書ウには該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書ア及びエ該当性について

条例第5条第1号ただし書アは、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」について、また、同号ただし書エは、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に該当する情報については、同号本文に該当するものであっても、公開すべき旨を規定しているが、特定県議会議員の電子メールアドレスが、これらのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、特定県議会議員の電子メールアドレスは、同号ただし書ア及びエのいずれにも該当しないと判断する。

(3) 条例第5条第4号該当性について

実施機関は、特定県議会議員の電子メールアドレスについて、条例第5条第4号に該当する旨説明するが、前記(2)のとおり、かかる情報は、同条第1号に該当すると認められるため、同条第4号該当性について判断するまでもなく、非公開とすることが妥当である。

そこで、以下においては、本件非公開情報のうち、実施機関の職員用電子メールアドレス及び業務用電子メールアドレスについて、同号該当性を検討する。

同号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

同号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、同号の柱書に該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

これを本件についてみると、実施機関が説明するとおり、一般に公にしていな電子メールアドレスを公開した場合には、当該電子メールアドレスが職員用であるか業務用であるかを問わず、悪意のある第三者からのウィルス付きメールや不必要なダイレクトメールを送付されるおそれが高まり、ウィルス付きメールが送付された場合あつては県の庁内ネットワークシステムに支障を生ぜしめ、不必要なダイレクトメールを送付された場合にあつては当該電子メールアドレスが県庁外の者との通信手段として事実上使用できなくなる等、県の事務事業の実施に支障を生ぜしめるおそれが認められる。

よつて、実施機関の職員用電子メールアドレス及び業務用電子メールアドレスについては、条例第5条第4号に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は、迷惑メールはウィルス対策ソフトやセキュリティソフトの利用等により十分な対策が講じられており、国民主権、公務員奉仕制を採用する現憲法下では、実施機関の説明は認められない旨等主張するが、ウィルス対策ソフトやセキュリティソフトによつても迷惑メールの送信自体を止めることはできないことから、業務に支障を生じるおそれを取り除くことはできず、また、その余の主張についても前記判断を覆すに足りるものはないため、採用することはできない。

#### (4) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「公益上特に必要があると認めるとき」は、非公開情報を「公開することができる」と規定しているところ、審査請求人は、同条



による裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、

「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、個人の生命、身体の安全等を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。

イ これを本件について見ると、本件非公開情報は、いずれも電子メールアドレスをその内容とするものであることから、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条に基づき裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。

#### (5) 本件請求の対象となる文書の特定について

審査請求人は、文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法であり、実施機関が文書の再検索を行っておらず不当である旨主張しているが、いかなる根拠をもってかかる主張をしているかが明らかにされていない。

他方、実施機関が、本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務に照らし適切であり、当審査会が確認したところ、他に本件請求の対象となる文書も認められないため、本件行政文書以外に本件請求の対象となる文書はなく、文書の特定に不備はないとする実施機関の説明は、特段不自然・不合理なものとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

なお、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨を主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は

当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。

#### (6) その他

審査請求人は、本件請求に際して行政文書を管理する室課所の特定を強いられたこと、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきこと、行政文書の写し等の交付に要する費用の定めが、条例第1条等に反する旨を主張しているため、以下、この点について検討する。

神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められ、また、その余の主張についても本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、いずれの主張についても調査審議する立場にない。

## 6 付言

審査請求人は、本件処分の理由付記に不備がある旨主張しているところ、審査請求人が主張するとおり、本件処分における理由付記は、該当条項の引用に留まっているため、以下、この点について付言する。

条例第10条第3項では、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開

を拒むときは、その理由を併せて通知しなければならない」旨規定しているが、これは、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、請求者の審査請求に便宜を与える趣旨である。

なお、かかる理由付記制度の趣旨にかんがみ、公開請求に対する諾否決定にあたり付記すべき理由については、最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決（平成4年（行ツ）第48号）が「開示請求者において、本条例9条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例7条4項の要求する理由付記としては十分でないといわなければならない」と判断したことも踏まえなければならない。

よって、今後、実施機関は、全部又は一部の公開を拒む内容の諾否決定を行うに際しては、いかなる根拠によりその判断に至ったのかが分かるよう、具体的な理由付記に努めるべきである。

## 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 5 月 9 日	○ 諮問
7 月 18 日 (第 166 回部会)	○ 審議
8 月 24 日 (第 167 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
入 江 直 子	元 神 奈 川 大 学 教 授	
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	部 会 員
金 子 正 史	元同志社大学大学院教授	会 長
交 告 尚 史	法 政 大 学 大 学 院 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

(平成 29 年 9 月 6 日現在) (五十音順)